

公共施設老朽化問題 地域説明会を開催

市が保有する公共施設は昭和40年代〜50年代を中心に整備され、築30年以上の施設が多く、老朽化が進んでいます。また、予測では平成27年度をピークに人口減少が始まり、さらに少子高齢化の進展により30年後には市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となるとされています。財政状況についても、今後は人口変動に伴う税収の減少が見込まれ、市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

日時	場所
8月23日(日) 午前10時～11時	砂川学習館第1教室
8月24日(月) 午後2時～3時	たましんRISURUホール 第4会議室
8月27日(木) 午後7時～8時	幸学習館第1教室
8月28日(金) 午後7時～8時	西砂学習館第1教室
9月3日(木) 午後7時～8時	市役所210会議室

このような状況を、市民の皆さんに知っていただき、今後どのように公共施設の老朽化問題に向き合うのかを考えるきっかけづくりとして公共施設老朽化

問題地域説明会を市内5か所で開催します。直接会場へ。
時・場 右表の通り定各回30人(先着順)
問 行政経営課・内線2702

ひとりにひとつマイナンバー その5



制度導入のスケジュール

マイナンバーの通知は10月から、行政手続きにおける利用は平成28年1月から始まります。

利用開始後は、マイナンバー法で定められた行政手続き(税の申告、児童手当・年金の給付等)を行う際にマイナンバーを記入します。その際に本人確認を行いますので、通知カードとともに運転免許証等の身分証明書をご持参ください。

個人番号カードの交付も同時に始まります。個人番号カードを取得すれば、マイナンバーを記入する際の本人確認は、この一点のみで可能となります。

他の行政機関との情報のやりとりは平成29年から始まる予定です。

マイナンバー制度に関する
国のコールセンター ☎0570(20)0178

問 市情報推進課・内線3200

市議会定例会が閉会

平成27年第2回市議会定例会は、6月11日〜30日の会期で開かれました。

この議会に市が提出した議案18件は原案通り可決・承認されました。内訳は▼条例10件▶立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例など▶補正予算2件▶平成27年度立川市一般会計補正予算(第1号)など▶契約5件▶立川市立第六小学校大規模改修工事(建築)請負契約などです。

このほか、横田基地へのCV-22オスプレイの配備に関する決議を含む議員提出議案5件、委員会提出議案2件が可決、請願1件と陳情4件が審議され1件が採択、4件が不採択になりました。

副議長に梅田春生議員

6月30日の本会議において副議長に梅田春生議員が選出されました。経歴などは次の通り。



●梅田春生氏 (45) 錦町5-15-8。平成14年初当選以来4期目。厚生産業委員会委員長、議会運営委員会副委員長、立川まちづくり特別委員会副委員長、決算特別委員会委員長、立川市第4次基本構想審査特別委員会委員長などを歴任。

問 議会事務局・内線3327

介護保険負担限度額認定の申請を

介護保険法の改正により8月以降の認定を受けるには、次の

要件を満たす必要があります。

▶世帯全員が住民税非課税であること▶配偶者が住民税非課税であること▶本人および配偶者の預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること

すでにこの認定を受けている方も更新手続きが必要です。6月下旬に郵送した更新申請書に必要事項を書いて、本人と配偶者の通帳の写し等と一緒に介護保険課(市役所1階4番窓口)または郵送でお手続きください。

問 介護保険課介護給付係・内線1441

高額介護予防サービス費利用者負担段階区分に新区分が設けられました

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担額が一定額を超えた場合には、申請により「高額介護(予防)サービス費」を支給します。

8月から、新たに利用者負担段階区分に、「現役並み所得者(世帯内に課税所得145万円以上の人がいる場合)(月額上限4万4400円)が設けられます。

なお、「現役並み所得者」の対象となつていても、同一世帯内にいる第一号被保険者の収入の合計が年収520万円(第一号被保険者が本人のみの場合は383万円)に満たない場合は、

申請により一般世帯区分(月額上限3万7200円)になります。対象となる可能性がある方には、申請書、勧奨通知を送付しましたので必要事項を書いて、

今年度も給付します

臨時福祉給付金

●給付対象 次の要件を満たす方▶平成27年1月1日現在で立川市に住民登録がある▶平成26年度中の所得による住民税[平成27年度市・都民税(均等割)]が課税されていない。



●給付額 6,000円
●申請書発送 8月17日(月)に、対象と見込まれる方に発送します。
●受付開始 8月19日(水)から郵送か専用窓口で受け付けます。
●給付時期 10月下旬以降順次給付します▶申請方法など、くわしくは「広報たちかわ」8月10日号でお知らせします。

問 福祉総務課臨時福祉給付金担当・内線3910

人権擁護委員が決まりました

法務大臣から新たに人権擁護委員が委嘱されました(左表)。任期は7月1日から3年です。

人権擁護委員(順不同・敬称略)	
氏名	住所
高橋 正光	一番町2丁目
梅田 初枝	上砂町4丁目
丹下 つた江	幸町5丁目
森井 利和	羽衣町2丁目
高市 久江	曙町2丁目
鈴木 柳子	若葉町1丁目

国民健康保険料納付には 便利な口座振替を

ご指定の口座から納期限に引き落としします。

●申込方法 ▶口座振替依頼書による申し込み▶国民健康保険料納入通知書に同封の口座振替依頼書に必要事項を書いて、郵送してください。8月10日(月)保険年金課必着で、第3期から振替開始となります▶キャッシュカードによる申し込み▶キャッシュカードを市役所窓口の専用端末で読み込み、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の申し込みができます。申し込み可能な金融機関やキャッシュカードの種類に条件があります。くわしくはお問い合わせください。

問 保険年金課賦課係・内線1407

人権擁護委員とは

法務大臣が委嘱した民間の方々です。市内には11人の委員がいます(右表の6人を含む)。日ごろ、皆さんの基本的な人権を守るため、相談などを行っているほか、「人権の花運動」や「中学生人権作文コンクール」など、人権の大切さについて理解を深める活動も行っています。

問 生活安全課市民相談係 ☎(528)4319